

201304号

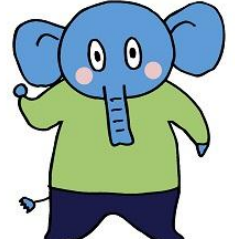
消費者被害注意情報

☆再々の注意喚起です

今も高齢者を狙う

「送りつけ商法」が続く!

「〇月〇日にあなたの注文した健康食品を送る」と電話があり、「覚えがない」と答えても、強引に代金引換で送りつける——高齢者を狙ったこうした手口の被害相談が今も続いています。



島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないゾウくん

● 「送りつけ商法」はこんな手口!

ある日突然こんな電話「〇月〇日に注文された健康食品が用意できたので送ります」。覚えがないけど? 「こちらは注文電話を録音している。自分で注文したんだから金を払え、さもないと裁判所に訴える!」。数日後、代金引換で数万円の健康食品が送られてきた。

ほかにも、電話で「フルネームは〇〇、生年月日は〇〇ですね。あなたから注文があったから記録にある」、「受注生産だからキャンセルはできない」などと、しつこく強引に承諾を迫まってくる手口がある。

相談者の中には、仕方なく2万~3万円の代金を支払った人もいます。

● 相談件数が急増!

送りつけ商法に関する相談は、県内で昨年1年間で約40件だったが、**今年は1月から3月で64件、4月から6月で141件と急増し、今も毎日のように相談が続いています。**

相談のほとんどは、60歳以上の方で、**高齢者が狙われている**と言えます。

業者が氏名や生年月日を知っているのは、何かの名簿を持っているからです。

被害を避けるためには、電話で、はっきり断り、すぐ電話を切ることです。

それでも、商品が送られてきたら? 注文していないのに送られた商品は、受け取る必要も代金支払義務もありません。郵便局や宅配業者に事情を話して「**受取拒否**」をしてください。

代金引換で支払ってしまったら? 状況に応じて**契約の取消**や**クーリング・オフ**ができる場合があります。

● 「送りつけ商法」の撃退方法と被害回復のポイント!

1. 電話を受けた時点で「**注文した覚えはありません、送られても受取拒否します**」と、**はっきり断る** (これが一番です!)。そして、家族に話をしておく。
2. 荷物が送られてきたら**受取拒否**する。
3. 受け取ってお金を払ってしまったら、状況に応じて法律に基づく契約取消等の主張ができるので、**返金交渉**を行う。
4. 困ったときは、**お近くの役場の相談窓口又は県消費者センターにご相談を!**

相談電話 県消費者センター0852-32-5916 石見地区相談室 0856-23-3657